

大阪 IR カジノ誘致に対する住民監査請求「合議不調」

写真は 5 月 11 日に大阪市に提出した住民監査請求書、6 月 23 日の市役所の「陳述」会場。住民監査請求（IR 事業用地借地権設定契約締結差止）の監査結果が、7 月 8 日付で通知された。朝日 10 日が「合議不調」と伝えているので紹介する。

府と大阪市が誘致を進めるカジノを含む統合型リゾート(IR)誘致を巡り、元市議ら市民 5 人が、建設予定地の土壌対策費を市が負担するのは違法だとして、事業者との定期借地契約の締結の差し止めを求めた住民監査請求について、市監査委員は意見が一致しなかったとして「合議不調」との結果を通知した。

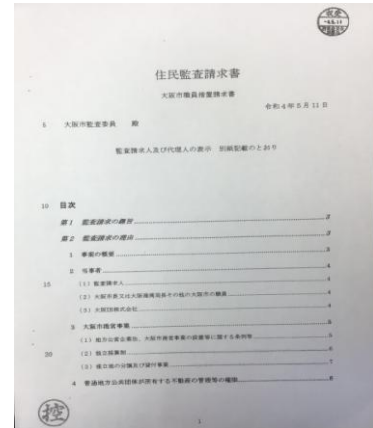
通知は 8 日付。建設予定地の人工島・夢洲では、液状化リスクや土壌汚染が発覚。市は事業者の要望に応じ、対策費として約 790 億円の負担を決めている。

市民側は、事業者と市が結んだ基本協定では追加の対策費が生じた場合、市が負担する内容になっており、過大な支出を制限する地方財政法に違反していると主張している。監査委員では、「市の負担は限定されており、無制限に増加するとは認められない」と主張する委員と、「地盤沈下は確実に発生し、市が無制限に費用を負担せざるを得ないことになる」と主張する委員の意見が折り合わなかった。

市民側は、代理人の荒木晋之介弁護士は「しっかりとした結論を出して欲しかった。今回の結果を受け、住民訴訟を起こす」と話した。

合議不調は「住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、(地方自治)法第 242 条第 11 項において、監査委員の合議によるものと規定されているところ、本件請求について監査を実施したが、当該請求の理由の有無等について、協議によっても監査委員の合議が調わなかった」ということだ。通知では、本件請求には理由があるので措置を勧告すべきとする見解、本件請求には理由がないので棄却すべきとする見解が詳しく紹介されている。

監査委員 4 人の構成、とりわけ市会選出の委員の構成から、予想された結果ではある。大阪市廃止の是非を問う住民投票に対する監査請求でも、今回と同じように合議不調であった。通知は 86 ページある。本件契約等に係る事務についての「付言」なども掲載されており、住民訴訟を見据えて、じっくり検討していきたい。



(2022 年 7 月 11 日)